
安全設備規則検査要領

要
領

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 12 月 27 日 達 第 67 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013年12月27日 達 第67号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2編 検査

2章 登録検査

2.3 登録事項の変更

2.3.1 改造検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2 編 2.3.1 の適用上、シングルハル油タンカーをばら積貨物船に改造する場合においては、救命艇及び進水装置を取替える場合を除き、規則 3 編 2.15.1-2.に規定される自由降下式進水救命艇等の要件をに適合することを要さない。ただし、自由降下進水式救命艇の積付け位置が当該救命艇の設置場所又は進水場所として適切でない場合であって、主管庁が当該要件の適用を斟酌することを認める場合は、この限りではない。

附 則

1. この達は、2014年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造の契約を行った船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。